

令和6・7年度競争入札参加資格審査申請要領（物品等・建物等管理）

標記の件について、競争入札に参加する者に必要な入札参加資格審査申請（以下「申請」という。）について、下記のとおり定めます。

令和5年12月5日

記

1. 申請できる者の要件

申請できる者は、次に掲げるすべてに該当する者とする。

- (1) 成年被後見人並びに被保佐人、被補助人及び未成年者のうち契約締結のために必要な同意（許可）を得ていること。
- (2) 申請書を提出する日（以下「審査基準日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）において、販売（製造）高があること。
- (3) 営業に関し許可・認可を必要とする場合において、これを得ていること。
- (4) 審査基準日の2か月前までに納期限の到来した国税（所得税又は法人税及び消費税）及び県税、審査基準日の前日までに納期限の到来した能美市税（地方消費税を含む。）の滞納がないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者、又は同条第2項に該当しその事実があった後2年を経過した者
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2. 受付期間

[定期申請] 令和6年1月9日（火）から令和6年2月9日（金）まで

[随時申請] 令和6年4月1日（月）から令和8年3月31日（火）まで

（土・日曜日、祝日を除く） 午前9時から正午、午後1時から午後5時

3. 有効期間

[定期申請] 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

[随時申請] 申請受理日から令和8年3月31日まで

4. 提出方法と書類提出先

提出方法：郵送（持参可） 当日消印有効

提出先：能美市総務部管財課監理担当

〒923-1297 石川県能美市来丸町1110番地

電話番号 0761-58-2205

5. 提出書類と留意事項

次の表の○印を付した書類を書類番号順に並べ、ホチキスまたは紐等で綴じ込み、提出すること。

◎提出書類一覧

No.	提出書類名		物品等	建物等 管理	備考
【綴じ込んで提出するもの】					
	提出書類確認票		○	○	一番上に綴じ込むこと
1	資格審査申請書		○	○	
2	許可（登録）証明書		○注	○	写し 注：物品等は必要な場合のみ
3	委任状		○	○	本店から支店等に権限を委譲する場合のみ
4	営業所一覧表		○	○	本店以外に支店等を有する場合のみ （委任の有無にかかわらず提出すること） 様式は任意とする
5	従業員資格者名簿			○	
6	商業登記簿謄本		○	○	写し可 法人の場合のみ 審査基準日から3か月前以内に発行のもの
7	財務諸表		○	○	直前決算 1期分
8	納税証明書	国税（全ての業者）	○	○	未納の税額がないことを証明するもの（写し可） ※申請日の2か月前以内に発行されたもの ※権限委譲の有無ではなく、営業所の有無にて判断すること
		石川県税（県内に本店・営業所がある全ての業者）			
9	ISO登録証の写し		○	○	登録のある場合のみ
10	役員名簿		○	○	能美市暴力団排除条例による
11	誓約書		○	○	能美市暴力団排除条例による
【綴じ込まずに提出するもの】					
12	返信用封筒（郵便切手貼付）		○	○	郵送申請の場合のみ提出

◎留意事項

【No.1 資格審査申請書】

- ①商号・名称及び代表者名にはフリガナをつけること。
- ②「能美市への納税の有無」欄については、能美市内の営業所の有無にかかわらず、能美市税を課税され、納税しているすべての申請者は「有」にチェックすること。この場合の能美市税とは、個人市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、市県民税特別徴収分を指す。

【No.2 許可（登録）証明書】

申請業務のうち、許可、認可等又は登録若しくは届出を必要とする業務について、それらを証する書類の写しを添付すること。

例 理科医療機器類 …医療機器販売許可等

車両類 …指定自動車整備業の指定書、自動車分解整備事業の認定書等

建物等管理の添付書類については、別紙「業務種別・要件添付一覧」を参照のこと。

【No.6 商業登記簿謄本】

法人の場合のみ提出すること。審査基準日の3か月前以内に発行されたものとし、写し可とする。

【No.7 財務諸表】

- ①法人の場合は直前1期分の決算の「貸借対照表」、「損益計算書」及び「株主（社員）資本等変動計算書」を提出すること。
- ②個人の場合は、直前1年分の所得税確定申告時の「損益計算書」又は「収支内訳書」及び「貸借対照表」を提出すること。

【No.8 納税証明書】

納税証明書は審査基準日の2か月前以内に発行されたもので、写し可とする。

それぞれについて必要な証明内容は下記のとおり

●国税

個人の場合：納税証明書「その3の2」

「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないこと。

法人の場合：納税証明書「その3の3」

「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないこと。

●石川県税 石川県税納税証明書（第2号の3様式）

県税全税目に滞納のないこと。

【No.10 役員名簿】

- ①法人、個人ともに提出すること。
- ②法人にあつては、登記事項証明書に記載されている役員全て（社外取締役、監査役も含む）を記載すること。
- ③代理人を選任する場合は、代理人についても記載すること。

【No.11 誓約書】

法人印及び印鑑登録をしている代表者印（実印）を押印すること。印鑑証明書の提出は不要。

6. 能美市税の納付状況について

能美市税完納証明書の提出は不要とする。ただし、納付状況を調査した結果、未納があることが判明した場合、入札参加資格審査申請を不受理とする。また、申請受理後もしくは参加資格決定後に未納があることが判明した場合は、参加資格を取り消し、競争入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という）から削除するものとする。

7. 参加資格の決定

入札参加資格者として決定したときは、名簿に登載し、市ホームページ等により公表する。ただし、上記6に示す事由のほか、入札参加資格者の要件を満たさないことが判明した場合は、参加資格を取り消し、名簿から削除するものとする。

8. 資格内容変更届出書

申請を行った内容に変更があった場合は、速やかに資格内容変更届出書を提出すること。